

公立大学法人岩手県立大学職員給与規程

制定	平成17年4月1日	規程第11号
改正	平成17年12月1日	規程第96号
	平成18年3月28日	規程第11号
	平成19年3月30日	規程第19号
	平成20年3月27日	規程第7号
	平成20年3月31日	規程第14号
	平成20年12月26日	規程第20号
	平成21年3月31日	規程第12号
	平成21年5月29日	規程第14号
	平成21年12月1日	規程第17号
	平成22年3月26日	規程第5号
	平成22年6月15日	規程第14号
	平成22年11月30日	規程第22号
	平成23年2月3日	規程第5号
	平成23年3月18日	規程第7号
	平成23年11月30日	規程第16号
	平成24年3月30日	規程第10号
	平成24年11月30日	規程第22号
	平成25年3月29日	規程第3号
	平成25年7月31日	規程第20号
	平成25年8月30日	規程第22号
	平成25年12月5日	規程第23号
	平成26年3月31日	規程第13号
	平成26年12月26日	規程第22号
	平成27年3月31日	規程第2号
	平成27年3月31日	規程第3号
	平成28年3月30日	規程第4号
	平成28年12月26日	規程第51号
	平成29年3月22日	規程第11号
	平成29年12月25日	規程第24号
	平成30年3月14日	規程第2号
	平成30年3月23日	規程第6号
	平成30年12月26日	規程第23号

令和元年12月13日 規程第4号

令和元年12月26日 規程第6号

令和3年11月26日 規程第19号

令和4年12月28日 規程第40号

令和5年3月15日 規程第25号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人岩手県立大学職員就業規則（平成17年規則第2号。以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、公立大学法人岩手県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関連)

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他法令の定めるところによる。

(給与)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、次の各号に定めるところによる。

- (1) 基本給は、給料及び給料の調整額とする。
- (2) 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、入試業務手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び寒冷地手当とする。

(給料)

第4条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として、この規程の定めるところにより支給する。ただし、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）の規定に基づき岩手県から公立大学法人岩手県立大学に派遣された職員（以下「県派遣職員」という。）については岩手県の例による。

(給料表等)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 行政職給料表（別表第1）
- (2) 教育職給料表（別表第2）
- (3) 医療職給料表（別表第3）
- (4) 技能職等給料表（別表第4）
- (5) 指定職給料表（別表第5）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、別に定めのあるもののほか、常勤を要しない職員及び任期の定めのある職員以外のすべての職員に適用する。

3 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

第6条 指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額は、同表左欄の職に応じ、同表右欄に定める額とする。

（初任給、昇格、昇給等）

第7条 理事長は、第5条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、別に定める基準に従い決定する。

3 新たに採用する者（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の号給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験及び能力、責任の度等を考慮して、別に定める初任給の基準に従い決定する。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（指定職給料表の適用を受ける職員が他の給料表の適用を受けることとなった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定める基準に従い決定する。

5 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員（昇給日に55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあつては60歳、技能職等給料表の適用を受ける職員にあつては57歳）に達している職員を除く。）を昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、勤務成績に応じて2号給から8号給までの範囲内で決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を3号給とすることを標準として、勤務成績に応じて2号給から8号給までの範囲内で決定するものとする。

（1） 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

（2） 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの

（3） 医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

7 第5項の規定により、昇給日に55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあつては60歳、技能職等給料表の適用を受ける職員にあつては57歳）に達している職員を昇給させる場合の昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行

うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定する。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 職員の昇給は予算の範囲内で行わなければならない。

10 就業規則第22条の2第1項の規定に基づき採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

11 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第7条の2 公立大学法人岩手県立大学職員育児休業規程（平成17年規程第73号。以下「育児休業規程」という。）第16条に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業規程第23条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、公立大学法人岩手県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成17年規程第12号。以下「勤務時間等規程」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第8条 削除 平成18年規程第11号

（昇格）

第9条 別に定める昇格基準を充たし、かつ、勤務成績が特に良好な職員については、その者の職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に昇格させることができる。

2 前項の場合における職員の昇格後の給料月額及びこれを受けることとなる期間の取扱いについては、別に定める。

（降格）

第10条 就業規則第21条の2第1項又は第23条第1項の規定により職員を降任したときは、その者の属する職務の級を下位の級に降格させることができる。

2 職員を降格させた場合における、その者の給料月額及びこれを受けることとなる期間の取扱いについては、別に定める。

（初任給基準又は給料表の適用を異にする異動）

第11条 職員を給料表の適用を異にすることなく、初任給基準に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合、又は職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

2 前項の異動をした職員の当該異動後の給料月額及びこれを受けることとなる期間の取扱いについては、別に定める。

(給料の支給日等)

第12条 給料は、毎月その月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給日は毎月15日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）の場合は、その翌日以後の日であつて、15日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日とする。

(日割計算)

第13条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇されたときはその日まで、死亡したときはその月まで給料を支給する。
- 3 前2項の規定により、給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給与の支給方法)

第14条 職員の給料は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定（労基法第24条ただし書に規定する協定をいう。）に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、その方法によつて支払うことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の調整額)

第15条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないときは、その特殊性に基づき、給料月額につき別に適正な調整額を定める。

- 2 前項の規定による給料月額の調整額は、調整前の給料月額の100分の25以内とする。

(管理職手当)

第16条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち別に指定するものについて、その特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の規定による管理職手当は、調整前の給料月額の100分の25以内とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第17条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で別に定めるものに新たに採用された職員には、月額50,800円を超

えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から別に定める期間を経過した日以降1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（以下「行政職9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第19条 新たに職員となった者に扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（行政職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行政職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行政職 9 級以上職員等から行政職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職 9 級以上職員等以外の職員から行政職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもの

がある行政職 9 級以上職員等が行政職 9 級以上職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある行政職 8 級職員が行政職 8 級職員及び行政職 9 級以上職員等以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職 9 級以上職員等以外のものが行政職 9 級以上職員等となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行政職 8 級職員及び行政職 9 級以上職員等以外のものが行政職 8 級職員となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）

(2) 第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員（次号において「単身赴任手当支給職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃（別に定める職員で、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機

関でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金その他別に定める運賃（以下「特別運賃」という。）を負担することを常例とするものにあつては、当該特別運賃を含む。）又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、通勤に利用する交通機関の状況からみて特別の事情があると認められる職員として別に定める職員（第3号において「特例職員」という。）にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円以下の場合にあつては当該1箇月当たりの運賃等相当額の算出の基礎となった運賃等相当額とし、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円を超える場合にあつては当該1箇月当たりの運賃等相当額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円）を60,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運

賃等相当額の合計額が60,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円）を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短時間勤務職員等にあつては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して51,500円の範囲内で別に定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（以下この号において「合計額」という。）が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、特例職員にあつては、合計額が60,000円以下の場合にあつては前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額とし、合計額が60,000円を超える場合にあつては、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、5,000円）を15,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第3号に掲げる職員で別に定めるもののうち、通勤のため、高速自動車国道を利用し、その利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもので、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高速自動車国道に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する料金の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの料金の2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、当該定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、退職又は解雇その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第22条 大学を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する大学の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は大学の移転の直前の住居から当該異動又は大学の移転の直後に在勤する大学に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する大学に通勤することが、通勤距離等を考慮して当該基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 岩手県の職員であった者その他別に定める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する大学に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第23条 特殊勤務手当は、カウンセラー手当、産業医手当及び学校医手当とする。

2 カウンセラー手当は、学長が委嘱する相談員が学生からの相談に応じ、助言又は指導の業務に従事したときに支給する。

3 前項の手当の額は、月額2,500円とする。

4 産業医手当は、公立大学法人岩手県立大学職員安全衛生管理規程（平成17年規程第66号）第16条の規定により産業医に選任された者に対し支給する。

5 前項の手当の額は、月額30,000円とする。

6 学校医手当は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により学校医に任命された者に対し支給する。

7 前項の手当の額は、月額23,000円とする。

（入試業務手当）

第23条の2 入試業務手当は、別に定める入試業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務の区分に応じて別に定める額とする。

3 前2項に規定するもののほか、入試業務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第24条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間、勤務時間等規程第5条第1号に規定する祝日法による休日（勤務時間等規程第6条第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等規程第5条第2号に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第6条第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び次の各号に定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間で除して得た額とする。

（1） 初任給調整手当

（2） 特殊勤務手当

（3） 寒冷地手当

3 前項に規定する1週間当たりの勤務時間は、38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては、勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間）とする。

4 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤、育児休業、育児休業に係る部分休業、介護休業及び介護休業に係る部分休業について、それぞれの時間数を合算した全時間数とする。

（超過勤務手当）

第25条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した

職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の100」と、同項第2号中「100分の135」とあるのは「100分の100」とする。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等規程第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。)の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 勤務時間等規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- 5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第4条の規定に基づき、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 7 育児短時間勤務職員等が、勤務時間等規程第4条の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間(理事長が別に定める時間を除く。)と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

(休日給)

第26条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第26条の2 第16条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内で別に定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内で別に定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の算出)

第27条 第25条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び次の各号に定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間（育児短時間勤務職員等にあつては、勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間）に52を乗じて得た時間から7時間45分に当該年度における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数を乗じて得た時間を減じた時間で除して得た額とする。

(1) 初任給調整手当

(2) 特殊勤務手当

(3) 寒冷地手当

2 前項に規定する1週間当たりの勤務時間は、第24条第3項の規定によるものとする。

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、6月30日又は12月10日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は

死亡した職員（第36条第6項の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、別に定める職員を除く。以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給（育児短時間勤務職員等にある場合は、基本給を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額額の合計額とする。

- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給（育児短時間勤務職員等にある場合は、基本給を算出率で除して得た額）に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額（育児短時間勤務職員等にある場合は、給料月額を算出率で除して得た額）に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を前項の期末手当基礎額とする。

- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第39条の規定により懲戒解雇された職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第23条第2項の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた職員

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止められた職員（当該差し止めを取り消された場合を除く。）で、その在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた職員

第30条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、大学に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止を受けた者が当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止を受けた者について、当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、一時差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止を取り消すことを妨げるものではない。

（勤勉手当）

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績（別に定める教員業績評価の方法に基づき勤務成績を決定する職員に対して、12月10日に勤勉手当を支給する場合においては、基準日以前6箇月以内の期間及び基準日の属する年度の前の年度におけるその者の勤務成績）に応じて、6月30日又は12月10日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の支給総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額を超えないものとする。

（1） 前項の職員のうち再任用以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）を乗じて得た額の総額

（2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定幹部職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給（育児短時間勤務職員等）にあっては、基本給を算出率で除して得た額）の額とする。

4 第28条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第31条第3項」と読み替えるものとする。

5 第1項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

6 第29条及び第30条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

7 前6項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（期末特別手当）

第32条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職給料表の適用を受ける職員に対して、6月30日又は12月10日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員で指定職給料表の適用を受けていたもの（第36条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合に

は、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が別に定める基準に従って定める額を減じて得た額)とする。

- (1) 6 箇月 100分の100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60
- (4) 3 箇月未満 100分の30

3 前項の理事長が別に定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において就業規則第39条に規定する懲戒を受けた場合を除き、次項に規定する給料月額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えないものとする。

4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額(別に定める職員以外の職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。

5 第29条及び第30条の規定は、期末特別手当の支給について準用する。

6 前5項に規定するもののほか、期末特別手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(寒冷地手当)

第33条 寒冷地手当は、職員であって、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において、別表第6の左欄に掲げる支給地域(以下「支給地域」という。)に現に居住するもの(支給地域に現に居住しない職員で第22条の規定により単身赴任手当を支給されるもの(これに準ずる職員として別に定める職員を含む。)のうち、理事長が必要と認める職員を含む。)に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における別表第7に掲げる支給地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、同表に定める額の範囲内で理事長が定める額とする。

3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給について必要な事項は、別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第34条 第15条から第20条まで、第23条、第23条の2、第25条、第26条、第28条及び第31条の規定は、指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。

2 第25条及び第26条の規定は、第16条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

3 第7条第3項から第9項まで、第16条、第17条、第18条及び第33条の規定は、再任用職員には適用しない。

(諸手当の支給方法等)

第35条 諸手当の支給方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(休職者の給与)

第36条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により就業規則第15条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職を命ぜられたときには、その休職期間が満1年（結核性疾病にあつては満2年）に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。

3 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる刑事事件に該当して休職にされたときには、その休職期間中、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第3号から第6号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときには、その休職期間中、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第15条第1項第1号から第6号の規定により休職されたときには、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第4項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第28条第1項及び第32条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項の規定による支給日に、それぞれ第2項又は第4項の規定の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第29条及び第30条の規定を準用する。

（育児休業をしている職員の給与）

第37条 育児休業規程第2条の規定の定めるところにより育児休業をしている職員の給与については、次の各号に定めるところとする。

（1） 6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち次に掲げるものに該当する職員については、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を支給する。

ア 基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

イ 基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

（2） 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続

き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

第37条の2～第38条 削除 平成22年 規程第5号
(補則)

第39条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

改正	平成18年3月28日	規程第11号	平成19年3月30日	規程第19号
	平成20年3月27日	規程第7号	平成21年3月31日	規程第12号
	平成21年5月29日	規程第14号	平成23年3月18日	規程第7号
	平成24年3月30日	規程第10号	平成25年3月29日	規程第3号
	平成25年12月5日	規程第23号	平成26年3月31日	規程第13号
	平成27年3月31日	規程第2号	平成28年3月30日	規程第4号
	平成29年3月30日	規程第11号	平成30年3月14日	規程第2号
	平成30年3月23日	規程第6号	令和元年12月26日	規程第34号
	令和5年3月15日	規程第25号		

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(承継職員)

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条の規定により本学の職員となった者の本学の成立の日の前日に受けていた給料及び諸手当については、特に支給要件等に変更がない限り、この規程の施行の日において引き継ぐものとする。

3 削除（平成18年規程第11号）

(内部講師手当)

4 平成17年度に限り、教員（就業規則第2条第2項に規定する教員をいう。）がその所属する大学以外で、法人が設置する大学において授業に従事したときは、講師手当を支給する。

5 前項の手当の額は、当該授業に従事した90分当たり4,000円とする。

6 学長及び副学長（事務局長を兼ねるものを除く。以下この項において同じ。）の平成17年4月から平成18年3月までの間に支給されるべき給料は、第5条第1項規定にかかわらず、学長にあつては月額1,002,188円、副学長にあつては月額734,063円とする。

(平成18年度における学長及び副学長の給料の特例)

7 学長及び副学長（平成17年4月1日から引き続き当該職にある者に限る。以下この項において同じ。）の平成18年4月から平成19年3月までの間に支給されるべき給料は、第5条第1項の規定にかかわらず、学長にあつては月額998,438円、副学長にあつては月額731,250円とする。

(平成19年度における学長の給料の特例)

- 8 学長の平成19年4月から平成20年3月までの間に支給されるべき給料は、第5条第1項の規定にかかわらず、月額998,438円とする。

(平成17年度における管理職手当の特例減額)

- 9 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成17年4月から平成18年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局長又は参事 100分の25

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、総務財務室長、教育・学生支援室長又は宮古事務局長 100分の15

(平成18年度における管理職手当の特例減額)

- 10 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成18年4月から平成19年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局長又は参事 100分の25

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、総務財務室長、教育・学生支援室長又は宮古事務局長 100分の15

(平成19年度における管理職手当の特例減額)

- 11 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成19年4月から平成20年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局長又は参事 100分の25

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、総務財務室長、教育・学生支援室長又は宮古事務局長 100分の15

(平成20年度から平成22年度における給料月額の特例減額)

- 12 平成20年4月から平成23年3月までの間における職員の給料月額（公立大学法人岩手県

立大学職員給与規程（平成18年規程第11号。以下この項において「平成18年改正給与規程」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額は、第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、第15条に規定する給料の調整額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額については第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とし、公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号。以下この項において「退職手当規程」という。）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第5条（平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員で、退職手当規程附則第4項ただし書の規定が適用されるもの）にあっては、第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項まで）の規定に基づき定められる額とする。

給料表	職員	割合
行政職給料表	(1) その職務の級が8級又は9級である職員	100分の6
	(2) その職務の級が6級又は7級である職員 (第5条第3項に規定する職員の職務の級の分類において6級にのみ分類される職務の職にある職員を除く。)	100分の4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の2
教育職給料表	(1) その職務の級が6級である職員	100分の6
	(2) その職務の級が5級である職員	100分の4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の2
医療職給料表		100分の2
技能職給料表		100分の2
指定職給料表	学長	100分の10

（平成20年度から平成22年度における管理職手当の特例減額）

- 13 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成20年4月から平成23年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長又は参事 100分の15

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、事務局長、室長又は宮古事務局長 100分の5

- 14 平成21年6月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する第28条第2項及び第3項、第31条第2項並びに第32条第2項の規定の適用については、第28条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」」と、第31条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、第31条第2項中「100分の60」とあるのは「100分の45」と、第32条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

(平成23年度における学長の給料月額の特例減額)

- 15 平成23年4月から平成24年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から100分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号。）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

(平成23年度における管理職手当の特例減額)

- 16 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成23年4月から平成24年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長又は参事 100分の25

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、事務局長、室長又は宮古事務局長 100分の15

(平成24年度における学長の給料月額の特例減額)

- 17 平成24年4月から平成25年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当

規程（平成17年規程第15号）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

（平成24年度における管理職手当の特例減額）

- 18 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成24年4月から平成25年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（1） 副学長又は参事 100分の25

（2） 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、事務局長、室長又は宮古事務局長 100分の15

（平成25年度における学長の給料月額の特例減額）

- 19 平成25年4月から平成25年8月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号。）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

（平成25年度における管理職手当の特例減額）

- 20 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成25年4月から平成25年8月（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）の規定に基づき岩手県から公立大学法人岩手県立大学に派遣された職員（以下「県派遣職員」という。）にあっては、平成25年7月）までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び同条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（1） 副学長又は参事 100分の25

（2） 学部長、高等教育推進センター長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、事務局長、室長又は宮古事務局長 100分の15

- 21 平成25年8月から平成26年3月までの間における県派遣職員の給料月額（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第11号。以下この項において「平成18年改正給与規程」という。）附則第8項から第10項までの規定による

給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額は、第5条、第7条、第7条の2及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、第15条に規定する給料の調整額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額については第5条、第7条、第7条の2及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とし、公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号。以下この項において「退職手当規程」という。）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第5条（平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員で、退職手当規程附則第4項ただし書の規定が適用されるもの）にあっては、第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とする。

給料表	職 員	割 合
行政職給料表	(1) その職務の級が6級以上である職員（第5条第3項に規定する職員の職務の級の分類において6級にのみ分類される職務の職にある職員を除く。）	100分の10.575
	(2) その職務の級が3級から6級までである職員のうち(1)に掲げる職員以外の職員	100分の8.325
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の4.95
医療職給料表	(1) その職務の級が4級又は5級である職員	100分の8.325
	(2) (1)に掲げる職員以外の職員	100分の4.95

（平成25年度における県派遣職員の管理職手当の特例減額）

- 22 第16条の規定により管理職手当が支給される県派遣職員のうち、次に該当するものの平成25年8月から平成26年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び同条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に次に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

室長又は宮古事務局長 100分の9.375

23 平成25年9月から平成26年3月までの間における職員（県派遣職員を除く。この項及び次項において同じ。）の給料月額（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第11号。以下この項において「平成18年改正給与規程」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、第5条、第7条、第7条の2及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、第15条に規定する給料の調整額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額については第5条、第7条、第7条の2及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とし、公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号。以下この項において「退職手当規程」という。）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第5条（平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員で、退職手当規程附則第4項ただし書の規定が適用されるものにあつては、第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項まで）の規定に基づき定められる額とする。

給料表	職 員	割 合
教育職給料表	(1) その職務の級が5級以上である職員	100分の4.85
	(2) その職務の級が3級又は4級である職員	100分の3.82
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の2.27
指定職給料表	学長	100分の10

（平成25年度における教員の管理職手当の特例減額）

24 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成25年9月から平成26年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び同条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長 100分の19.84

(2) 学部長、高等教育推進センター長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長 100分の12.42

（平成26年度における学長の給料月額の特例減額）

- 25 平成26年4月から平成27年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

（平成26年度における管理職手当の特例減額）

- 26 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員の平成26年4月から平成27年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（1） 副学長、事務局次長又は参事 100分の25

（2） 学部長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、室長又は宮古事務局長 100分の15

27 削除

28 削除

29 削除

（平成27年度における学長の給料月額の特例減額）

- 30 平成27年4月から平成28年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

（平成27年度における管理職手当の特例減額）

- 31 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員の平成27年4月から平成28年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（1） 副学長、事務局次長又は参事 100分の15

（2） 学部長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、室長又は宮古事

務局長 100分の10

(平成27年4月1日における号給の調整)

- 32 平成27年4月1日において39歳未満である職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年4月1日、平成20年4月1日及び平成21年4月1日の第6条第5項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成27年4月1日における号給は、別に定めるところにより、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の3号給、2号給又は1号給上位の号給とする。
- 33 平成27年4月1日において39歳以上41歳未満である職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の同日における号給は、別に定めるところにより、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の2号給又は1号給上位の号給とする。
- 34 平成27年4月1日において41歳以上46歳未満である職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 35 育児短時間勤務職員等に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、第7条の2の規定の例による」とする。

(平成28年度における学長の給料月額の特例減額)

- 35 平成28年4月から平成29年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

(平成28年度における管理職手当の特例減額)

- 36 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員の平成28年4月から平成29年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局次長又は参事 100分の10

(2) 学部長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、室長 又は宮古事

務局長 100分の5

(平成29年度における学長の給料月額の特例減額)

- 37 平成29年4月から平成30年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

(平成29年度における管理職手当の特例減額)

- 38 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員の平成29年4月から平成30年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局次長又は参事 100分の5

(2) 学部長、高等教育推進センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学学部長、室長又は宮古事務局長 100分の3

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 39 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は、この規程（第18条及び第19条の項の改正部分に限る。）による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（以下この項及び次項において「改正後の規程」という。）第18条第1項ただし書及び第19条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の条例第18条第3項及び第19条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条 第3項	扶養親族たる配偶者、父母等については 1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円	前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、
-------------	---	--

		そのうち 1 人については9,000円)
第19条 第1項	扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職 9 級以上職員等から行政職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）
	（1） 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（行政職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。） （2） 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が満22歳に達した日以後の最初の 3 月31日の経過により扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行政職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）	（1） 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合 （2） 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の 3 月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。） （3） 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） （4） 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）
第19条 第2項	扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なった日、行政職 9 級以上職員等から行政職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職	なった日

	員等以外の職員となった日	
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職 9 級以上職員等以外の職員から行政職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職員等となった日	死亡した日
第19条 第 3 項	次の各号のいずれか	第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	第 1 号又は第 3 号	第 1 号
	の改定	の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及

		び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第19条 第3項 第2号	扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

40 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の規程第18条第1項ただし書及び第19条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の規程第18条第3項及び第19条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条 第3項	扶養親族たる配偶者、父母等 （行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族 、同項第2号
第19条 第1項	扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第19条 第1項 第1号	場合（行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	場合
第19条 第1項 第2号	場合及び行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合	場合
第19条 第2項	扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なった日、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった職	なった日

	員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職員等以外の職員となった日	
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職 9 級以上職員等以外の職員から行政職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職員等となった日	死亡した日
第 19 条 第 3 項	次の各号のいずれか	第 1 号、第 2 号又は第 7 号
	第 1 号又は第 3 号	第 1 号
第 19 条 第 3 項 第 2 号	扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

（平成30年度における学長の給料月額の特例減額）

- 41 平成30年4月から平成31年3月までの間における学長の給料月額は、第 5 条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の 2 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第 5 条の規定に基づき定められる額とする。

（平成30年度における管理職手当の特例減額）

- 42 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員の平成30年4月から平成31年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第 3 項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（1） 副学長、事務局次長又は参事 100分の 5

(2) 学部長、高等教育推進センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、室長又は宮古事務局長 100分の3

43 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第45項及び第49項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

44 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 教育職給料表の適用を受ける職員

(3) 公立大学法人岩手県立大学職員の役職定年の適用に関する規程（令和5年規程第〇号）第4条第1項又は第2項に基づき就業規則第21条の2第1項に規定する異動期間（同規程第4条第1項又は第2項に基づき延長された期間を含む。）を延長された同規程第2条に規定する職を占める職員

45 就業規則第21条の2第1項に規定する役職定年の適用を受けた職員であつて、当該役職定年の適用を受けた日（以下この項及び附則第47項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第43項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第43項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

46 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

47 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第43項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第45項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、岩手県職員の例により、同項及び附則第46項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 48 附則第45項の規定による給料を支給される職員以外の附則第43項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、岩手県職員の例により、附則第45項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 49 附則第43項又は第45項の規定による給料（以下「減額後の給料」という。）を支給される職員のうち、特定日において再任用職員として任用されたものと仮定した場合の給料月額（以下「仮定再任用給料月額」という。）が、減額後の給料に達しないこととなる職員には、当分の間、仮定再任用給料月額を当該職員の給料として支給する。
- 50 附則第45項、第47項又は第48項の規定による給料を支給される職員に対する第28条第5項（第31条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第45項、第47項又は第48項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 51 育児短時間勤務職員等に対する附則第43項、第45項及び第46項の規定の適用については、附則第43項中「）とする」とあるのは「）に算出率を乗じて得た額とする」と、附則第45項中「達しない」とあるのは「算出率を乗じて得た額に達しない」と、「基礎給料月額と」とあるのは「基礎給料月額に算出率を乗じて得た額と」と、附則第46項中「の給料月額」とあるのは「の給料月額に算出率を乗じて得た額」とする。
- 52 附則第43項から前項までに定めるもののほか、附則第43項の規定による給料月額、附則第45項の規定による給料その他附則第43項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成17年12月 1 日 規程第96号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月 1 日から施行する。

(指定職給料表適用者の給料の特例)

- 2 学長及び副学長（事務局長を兼ねるものを除く。以下この項において同じ。）の平成17年12月から平成18年 3 月までの間に支給されるべき給料は第 5 条第 1 項の規定及び平成17年 4 月 1 日制定附則第6項の規定にかかわらず、学長にあつては月額998,438円、副学長にあつては月額731,250円とする。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前 2 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程及びこれに基づく細則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 6 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第28条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（別に定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- (1) 平成17年 4 月 1 日（同月 2 日から同年12月 1 日までの間に新たに職員となった者（同年 4 月1日に在職していた職員で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第22条第1項に規定する別に定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を

支給されなかった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

(委任)

- 7 平成17年4月1日から同年12月1日までの間において岩手県の職員であつた者から引き続き新たに職員となった者で採用の事情を考慮して別に定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「岩手県の職員との権衡を考慮して別に定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該別に定める額の合計額」とする。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成18年3月28日 規程第11号）

改正 平成21年12月1日 規程第17号 平成23年11月30日 規程第16号

平成27年3月31日 規程第3号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」といおう。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
(号給の切替え)
- 3 施行日の前日において公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）という。）及びその者が受けていた期間（別に定める職員にあつては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める額とする。
(最高号給を超える給料月額切替え)
- 5 施行日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けて職員の施行日における号給は、別に定める。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 7 附則第1項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、この規程による改正前の給与規程及びこれに基づき別に定められた細則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第17号。第1号において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。以下「経過措置対象職員」という。）には、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（以下「差額相当額」という。）を給料として支給する。ただし、経過措置対象職員のうち教育職給料表が適用される者には、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、差額相当額から当該差額相当額の2分の1に相当する額（その額が1万円を超える場合にあっては、1万円）を減じた額を給料として支給する。

(1) 平成21年改正規程附則第2項に規定する減額改定対象職員 100分の97.96

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

- 9 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第15条第2項（給与規程第16条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第28条第4項（給与規程第31条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与規程第15条第2項中「調整前の給料月額」とあるのは、「調整前の給料月額と公立大学法人岩手県立大学職員給与の一部を改正する規程（平成18年規程第11号。以下「平成18年改正給与規程」という。）附則第8項から第10項までの規定による給

料の額との合計額」と、第28条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成18年4月1日における昇給の特例)

- 12 給与規程第7条第5項の規定にかかわらず、平成18年4月1日において昇給は実施しない。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

- 13 平成22年3月31日までの間における給与規程第7条第6項の適用については、同規定中「4号給」とあるのは「3号給」と、「2号給から8号給まで」とあるのは「1号給から7号給まで」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。
- 14 平成22年3月31日までの間における給与規程第7条第7項の適用については、「2号給とすることを標準として、勤務成績に応じて1号給から4号給までの範囲内で決定するものとする」とあるのは「1号給とする」とする。

(委任)

- 15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部改正)

- 16 公立大学法人岩手県立大学職員給与規程(平成17年規程第96号)附則第3項を削除する。

附 則(平成19年3月30日 規程第19号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日 規程第7号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1から別表第4までの規定は、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程の一部改正)

- 5 公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程の一部改正(平成17年規程第15号)の一部を次のように改正する。

次のよう （省略）

附 則（平成20年3月31日 規程第14号 抄）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 （省略）
（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部改正）
- 3 公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（平成17年規程第11号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

附 則（平成20年12月26日 規程第20号）
この規程は、平成20年1月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、別途理事長が定める日から施行する。

附 則（平成21年3月31日 規程第12号）
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日 規程第14号）
この規程は、平成21年5月29日から施行する。

- 附 則（平成21年12月1日 規程第17号）
- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分及び規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - （1） 第1条中表2の項の改正部分 平成22年1月1日
 - （2） 第1条中表3の項の改正部分 平成22年4月1日
（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
 - 2 平成21年6月1日において減額改定対象職員（職員であって、その者に適用される給料表並びに職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものの以外の職員をいう。以下この項において同じ。）であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に対して同年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第28条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第36条第1項、第2項、第4項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から

平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.39を乗じて得た額（同じ職務の級に属する減額改定対象職員以外の職員で最高の号給を受けるものとの権衡を考慮して別に定める減額改定対象職員にあっては、別に定める額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から24号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
教育職給料表	1 級	1 号給から48号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
	3 級	1 号給から12号給まで
医療職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から40号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
技能職給料表	1 級	1 号給から68号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで

（補則）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成22年3月26日 規程第5号 抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2・3 （省略）

附 則（平成22年6月15日 規程第14号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（職務の級の切替え）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級が6級であった職員の施行日における職務の級は、5級とする。

（号給の切替え等）

- 3 前項の規定の適用を受ける職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、附則別表の旧号給欄に掲げる施行日の前日においてその者が受けていた号給の区分に応じ、同表の新号給欄

に定める号給とする。

- 4 前項の規定の適用を受ける職員に対する施行日以後の最初の昇給におけるこの規程による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第7条第5項の規定の適用については、新号給を基礎として同項の規定を適用する。

（給料の切替え等に伴う経過措置）

- 5 前3項の規定の適用を受ける職員のうち、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

附則別表

旧号給	新号給
1	25
2	27
3	28
4	29
5	31
6	33
7	34
8	36
9	37
10	39
11	40
12	42
13	44
14	45
15	47
16	49
17	50
18	52

19	54
20	55
21	57
22	59
23	60
24	61
25	62
26	64
27	65
28	67
29	68
30から65まで	69

附 則（平成22年11月30日 規程第22号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月3日 規程第5号）

- 1 この規程は、平成23年2月3日から施行し、平成23年1月15日から適用する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第3条及び第23条の2の規定は、この規程の適用の日以後に従事する又は従事した業務に係る大学入試センター試験業務手当について適用する。

附 則（平成23年3月18日 規程第7号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月30日 規程第16号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。
（平成23年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成23年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第1条の規定による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第28条第2項（同条第3項により読み替えて適用する場合を含む。）及び第32条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（同じ職務の級に属する減額改定対象職員（職員であってその者に

適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第11号）附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）以外の職員をいう。以下この項において同じ。）以外の職員で最高の号給を受けるものとの権衡を考慮して別に定める減額改定対象職員にあっては、別に定める額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は減額改定対象職員以外の職員から減額改定対象職員となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第22条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.49を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（平成23年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.49を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から64号給まで
	3 級	1 号給から48号給まで
	4 級	1 号給から32号給まで
	5 級	1 号給から24号給まで
	6 級	1 号給から16号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで
教育職給料表	1 級	1 号給から88号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から52号給まで
	4 級	1 号給から40号給まで
	5 級	1 号給から12号給まで
医療職給料表	1 級	1 号給から96号給まで

	2 級	1 号給から80号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
	6 級	1 号給から 8 号給まで
技能職等給料表	1 級	1 号給から108号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から64号給まで
	4 級	1 号給から36号給まで
	5 級	1 号給から20号給まで

(補足)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日 規程第 10 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 30 日 規程第 22 号）

この規程は、平成24年12月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日 規程第 3 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 31 日 規程第 20 号）

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 8 月30日 規程第22号）

この規程は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月 5 日 規程第23号）

この規程は、平成25年12月 5 日から施行し、改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の規定は、平成25年10月 1 日から適用する。

附 則（平成26年 3 月31日 規程第13号）

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（施行期日等）

- 1 この規程は、平成26年12月26日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分及び規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - （１） 表２の項の改正部分 平成27年１月１日
 - （２） 表３の項の改正部分及び附則第４項から第７項までの規定 平成27年４月１日
- 2 この規程（表３の項の改正部分を除く。）による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第17条第１項及び別表第１から別表第４までの規定は平成26年４月１日から、同規程第31条第２項及び第32条第２項の規定は同年12月１日から適用する。

（平成26年４月１日前の異動者の号給の調整）
- 3 平成26年４月１日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（寒冷地手当に関する経過措置）
- 4 この項から附則第７項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - （１） 旧寒冷地等居住等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第７条第10項に規定する再任用職員を除く。）をいう。
 - ア この規程による改正前の給与規程別表第６の左欄に掲げる支給地域に居住する職員
 - イ 表３の項の改正部分の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において給与規程第33条第１項の理事長が必要と認める職員に該当する職員
 - （２） 新寒冷地等居住等職員 給与規程第33条第１項の規定により寒冷地手当が支給される職員をいう。
 - （３） 特定旧寒冷地等居住等職員 旧寒冷地等居住等職員であって、新寒冷地等居住等職員でないものをいう。
 - （４） みなし寒冷地手当額 次項又は附則第６項に規定する者につき、給与規程別表第６に規定する４級地をその支給地域の区分（給与規程第33条第２項の支給地域の区分をいう。）と、基準日（同条第１項に規定する基準日をいう。以下同じ。）におけるその基準世帯等区分（当該者の一部施行日の前日以降における世帯等の区分（同条第２項の世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、給与規程別表第７の４級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第２項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。
- 5 基準日（その属する月が平成28年３月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷

地等居住等職員であった者に対しては、給与規程第33条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

- 6 基準日（その属する月が平成28年11月から平成30年3月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等居住等職員であった者に対しては、みなし寒冷地手当額が次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を超えることとなるときは、給与規程第33条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成28年11月から平成29年3月まで	6,000円
平成29年11月から平成30年3月まで	12,000円

- 7 前2項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等居住等職員であった者であって、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等居住等職員又は新寒冷地等居住等職員であったもの（前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、給与規程第33条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（給与の内払）

- 8 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成27年3月31日 規程第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日 規程第4号）

- 1 この規程は、平成28年3月30日から施行する。ただし、第2条並びに附則第5項から第9項までの規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の給与規程（以下この項及び附則第4項において「改正後の給与規程」という。）第17条第1項及び別表第1から別表第4までの規定は平成27年4月1日から、改正後の給与規程第28条第2項及び第3項並びに第31条第2項並びに第32条第2項の規定は

同年12月 1 日から適用する。

(平成27年 4 月 1 日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成27年 4 月 1 日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与規程を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 平成28年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成31年 3 月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第15条第 2 項、第16条第 2 項及び第28条第 5 項（給与規程第31条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与規程第15条第 2 項及び第16条第 2 項中「調整前の給料月額」とあるのは、「調整前の給料月額と公立大学法人岩手県立大学職員給与の一部を改正する規程（平成28年規程第 号。以下「平成28年改正給与規程」という。）附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料の額との合計額」と、第28条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成28年改正給与規程附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(委任)

- 10 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則（平成28年12月26日 規程第51号）

1 この規程は、平成28年12月26日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年1月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の給与規程（以下この項及び附則第4項において「改正後の給与規程」という。）第17条第1項及び別表第1から別表第4までの規定は平成28年4月1日から、改正後の給与規程第31条第2項及び第32条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（平成28年4月1日前の異動者の号給の調整）

3 平成28年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の給与規程を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

5 附則第3項及び第4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成29年12月25日 規程第24号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成29年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の給与規程（以下この項及び附則第4項において「改正後の給与規程」という。）第17条第1項及び別表第1から別表第4までの規定は平成29年4月1日から、改正後の給与規程第31条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（平成29年4月1日前の異動者の号給の調整）

3 平成29年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の給与規程を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 附則第3項及び第4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成30年3月14日 規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
（号給の切替え）
- 2 施行日の前日において公立大学法人岩手県立大学職員給与規程別表第1、別表第3及び別表第4の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下、「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給の給料月額に応じて、改正後の給料表における同額又は直近上位の給料月額の号給を新号給とする。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成30年12月26日 規程第23号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成30年12月26日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程（表2の項の改正部分を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第17条第1項及び別表第1から別表第4までの規定は平成30年4月1日から、改正後の給与規程第31条第2項及び第32条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（平成30年4月1日前の異動者の号給の調整）

- 3 平成30年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与規程を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第4号。以下「平成28年改正規程」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与規程の規定による給与（平成28年改正規程附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和元年12月13日 規程第4号）

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和元年12月26日 規程第6号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年12月26日から施行する。ただし、第1条中公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第21条の規定改正は令和2年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）別表第1から別表第4までの規定は平成31年4月1日から適用する。
（平成31年4月1日前の異動者の号給の調整）
- 3 平成31年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 4 改正後の給与規程を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
（委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年11月26日 規程第19号）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月28日 規程第40号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和4年12月28日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分は令和5年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）別表第1から別表第4までの規定は令和4年4月1日から、改正後の給与規程第31条第2項及び第32条第2項の規定は同年12月1日から適用する。
（令和4年4月1日前の異動者の号給の調整）

- 3 令和4年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与規程を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年3月15日 規程第25号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 施行日の前日において公立大学法人岩手県立大学職員給与規程別表第1、別表第3及び別表第4の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給の給料月額に応じて、この規定による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程別表第1、別表第3及び別表第4の給料表における同額又は直近上位の給料月額の号給を新号給とする。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,400	200,200	236,400	268,300	293,300	322,100	366,200	411,800	462,500
	2	152,500	202,000	238,100	270,100	295,500	324,300	368,800	414,200	465,600
	3	153,700	203,800	239,600	271,600	297,600	326,600	371,200	416,700	468,700
	4	154,800	205,700	241,100	273,400	299,600	328,800	373,800	419,100	471,700
	5	155,900	207,200	242,400	275,100	301,500	331,000	375,700	421,000	474,700
	6	157,000	209,000	244,000	276,900	303,500	333,100	378,300	423,400	477,800
	7	158,100	210,800	245,500	278,700	305,300	335,300	380,600	425,500	480,800
	8	159,200	212,600	247,000	280,800	306,900	337,500	383,100	427,700	483,900
	9	160,200	214,200	248,200	282,700	308,800	339,400	385,500	429,700	486,600
	10	161,700	216,100	249,700	284,700	311,200	341,600	388,300	431,800	489,800
	11	163,000	217,900	251,200	286,600	313,400	343,600	390,900	434,000	492,800
	12	164,300	219,700	252,500	288,500	315,700	345,900	393,600	436,100	495,900
	13	165,500	221,100	254,000	290,500	317,800	347,700	396,000	437,800	498,600
	14	167,000	222,900	255,200	292,300	319,900	349,700	398,300	439,600	501,000
	15	168,500	224,600	256,500	293,800	322,200	351,700	400,600	441,600	503,300
	16	170,100	226,400	257,700	295,200	324,300	353,700	403,000	443,600	505,600
	17	171,200	228,100	259,100	297,000	326,200	355,500	404,800	445,600	507,700
	18	172,700	229,800	260,500	299,000	328,200	357,500	406,800	447,400	509,100
	19	174,100	231,400	261,900	301,200	330,200	359,300	408,700	449,200	510,600
	20	175,500	232,900	263,400	303,200	332,200	361,200	410,600	450,900	512,100
	21	176,800	234,200	265,000	305,100	334,000	363,100	412,500	452,700	513,300
	22	179,300	235,800	266,700	307,200	336,100	365,000	414,300	454,200	514,700
	23	181,800	237,500	268,400	309,200	338,100	367,100	416,100	455,700	516,200
	24	184,400	239,000	270,000	311,400	340,200	369,000	418,000	457,200	517,700
	25	186,800	240,000	271,800	313,100	341,600	371,000	419,800	458,600	518,800
	26	188,500	241,500	273,600	315,200	343,600	372,900	421,300	459,900	519,900
	27	190,100	242,800	275,300	317,200	345,500	374,900	422,900	461,200	521,100
	28	191,800	244,000	277,000	319,200	347,400	377,000	424,500	462,400	522,300
	29	193,300	245,200	278,700	320,900	349,000	378,500	426,100	463,400	523,400
	30	195,100	246,200	280,400	323,000	350,900	380,300	427,400	464,100	524,300
	31	196,900	247,200	282,200	325,100	352,800	382,100	428,700	464,900	525,200
	32	198,600	248,300	283,700	327,200	354,700	383,700	429,900	465,600	526,100
	33	200,200	249,400	284,900	328,400	356,600	385,500	431,100	466,300	526,900
	34	201,600	250,300	286,600	330,400	358,400	386,900	432,400	467,200	527,800
	35	203,100	251,200	288,300	332,400	360,200	388,500	433,800	467,900	528,500
	36	204,700	252,200	290,000	334,500	361,900	390,100	435,000	468,500	529,000
	37	206,000	253,100	291,600	336,400	363,300	391,500	436,200	469,000	529,700
	38	207,300	254,400	293,300	338,300	364,600	392,700	437,000	469,600	530,300
	39	208,500	255,600	295,100	340,300	366,100	393,900	437,800	470,200	531,100
	40	209,800	257,000	296,900	342,200	367,500	395,000	438,600	470,800	531,700
	41	211,100	258,300	298,400	344,200	368,800	396,100	439,200	471,300	532,200
	42	212,400	259,700	300,200	346,100	369,700	397,300	439,900	471,800	
	43	213,700	260,900	301,700	347,900	370,800	398,500	440,600	472,200	
	44	215,000	262,100	303,300	349,800	371,900	399,700	441,300	472,500	
	45	216,200	263,200	304,900	351,300	372,700	400,400	442,100	472,800	
	46	217,500	264,400	306,600	352,700	373,600	401,100	442,900		
	47	218,800	265,700	308,200	354,200	374,500	401,800	443,300		
	48	220,100	266,900	310,000	355,800	375,400	402,500	444,100		

49	221,100	268,000	310,900	357,400	376,300	403,100	444,600
50	222,200	269,000	312,400	358,200	377,200	403,700	445,000
51	223,200	270,200	313,900	359,400	378,000	404,200	445,400
52	224,200	271,300	315,500	360,400	378,800	404,600	445,800
53	225,200	272,300	317,100	361,300	379,500	405,000	446,200
54	226,100	273,300	318,700	362,400	380,200	405,300	446,600
55	227,100	274,400	320,300	363,300	380,900	405,600	447,000
56	228,000	275,500	321,900	364,400	381,600	405,900	447,300
57	228,300	276,400	323,400	365,300	382,100	406,200	447,600
58	229,100	277,500	324,600	366,100	382,700	406,500	448,000
59	229,800	278,400	325,800	366,800	383,300	406,800	448,300
60	230,500	279,500	327,000	367,500	384,000	407,100	448,600
61	231,200	280,600	327,700	367,900	384,400	407,400	448,900
62	232,000	281,600	328,600	368,500	385,100	407,700	
63	232,700	282,500	329,400	369,200	385,700	408,000	
64	233,300	283,500	330,200	369,900	386,300	408,300	
65	233,900	284,000	331,100	370,200	386,700	408,600	
66	234,500	284,900	331,500	370,900	387,300	408,900	
67	235,200	285,600	332,300	371,600	387,900	409,200	
68	235,900	286,500	333,100	372,300	388,600	409,500	
69	236,600	287,600	333,900	372,600	389,000	409,700	
70	237,200	288,400	334,600	373,200	389,500	410,000	
71	237,700	289,200	335,300	373,900	390,000	410,300	
72	238,400	290,000	336,000	374,500	390,600	410,700	
73	239,100	290,800	336,500	374,800	390,900	410,900	
74	239,700	291,300	337,100	375,400	391,300	411,200	
75	240,300	291,700	337,600	376,100	391,700	411,500	
76	240,800	292,200	338,200	376,700	392,100	411,700	
77	241,400	292,400	338,500	377,200	392,400	411,900	
78	242,100	292,700	339,000	377,700	392,700		
79	242,800	292,900	339,400	378,300	393,000		
80	243,300	293,300	339,900	378,800	393,300		
81	243,800	293,500	340,300	379,300	393,500		
82	244,500	293,700	340,800	379,900	393,800		
83	245,100	294,100	341,300	380,400	394,100		
84	245,600	294,400	341,800	380,700	394,300		
85	246,100	294,700	342,100	381,100	394,500		
86	246,700	295,000	342,500	381,600	394,800		
87	247,300	295,300	343,000	382,000	395,100		
88	247,800	295,700	343,500	382,400	395,300		
89	248,300	296,000	343,800	382,800	395,500		
90	248,800	296,400	344,200	383,300	395,800		
91	249,100	296,700	344,700	383,700	396,100		
92	249,500	297,100	345,100	384,100	396,300		
93	249,800	297,300	345,300	384,400	396,500		
94		297,500	345,700	384,900	396,800		
95		297,800	346,200	385,300	397,100		
96		298,200	346,600	385,700	397,300		
97		298,500	346,800	386,000	397,500		
98		298,800	347,200	386,500			
99		299,200	347,600	386,900			
100		299,600	347,900	387,300			

	101		299,800	348,200	387,600					
	102		300,100	348,600						
	103		300,500	349,000						
	104		300,800	349,400						
	105		301,000	349,900						
	106		301,300	350,300						
	107		301,700	350,700						
	108		302,000	351,100						
	109		302,200	351,600						
	110		302,600	352,000						
	111		303,000	352,300						
	112		303,300	352,600						
	113		303,500	353,100						
	114		303,700							
	115		304,000							
	116		304,400							
	117		304,600							
	118		304,800							
	119		305,100							
	120		305,400							
	121		305,800							
	122		306,000							
	123		306,300							
	124		306,600							
	125		306,900							
再任用職員		189,400	217,100	257,500	277,100	292,300	317,900	360,000	393,400	445,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 教育職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	179,400	222,000	283,500	330,500	409,600	539,200
2	181,500	224,300	286,500	333,400	412,000	542,200
3	183,600	226,500	289,300	336,400	414,400	545,400
4	185,600	228,800	292,100	339,500	416,900	548,500
5	187,400	230,900	294,800	342,700	419,000	551,500
6	189,800	233,000	297,200	345,100	421,500	553,900
7	192,200	235,200	299,400	347,700	423,800	556,500
8	194,700	237,300	301,700	350,200	426,300	558,900
9	197,200	239,700	304,200	352,900	428,000	561,200
10	199,700	242,100	306,700	355,600	430,500	563,000
11	202,400	244,500	309,100	358,300	432,900	564,900
12	205,100	246,900	311,600	361,400	435,200	566,800
13	207,500	249,000	313,900	364,200	436,600	568,600
14	209,400	251,500	316,000	366,100	438,800	570,000
15	211,200	253,900	318,000	368,300	441,000	571,300
16	213,200	256,300	319,700	370,900	443,300	572,500
17	215,300	258,300	321,900	372,900	445,500	573,800
18	217,000	261,500	323,700	375,100	447,900	574,600
19	218,800	264,600	325,700	377,200	450,200	575,300
20	220,500	267,700	327,500	379,100	452,600	576,000
21	222,300	270,600	329,200	381,000	454,700	576,800
22	224,200	273,700	331,600	382,800	457,100	
23	226,100	276,600	333,800	384,300	459,500	
24	228,100	279,500	336,300	385,500	461,800	
25	229,900	282,100	338,300	386,900	463,800	
26	232,000	284,800	340,300	388,800	466,000	
27	234,100	287,300	342,400	390,600	468,200	
28	236,200	289,900	344,800	392,500	470,400	
29	238,200	292,500	347,100	394,400	472,500	
30	240,400	294,900	349,200	396,100	474,800	
31	242,700	297,100	351,100	397,800	477,000	
32	245,000	299,400	352,900	399,500	479,200	
33	247,200	301,600	354,800	401,200	481,100	
34	249,100	303,800	356,800	403,000	483,200	
35	250,800	306,400	358,500	404,500	485,500	
36	252,500	308,600	360,000	406,300	487,700	
37	254,000	311,100	361,600	407,400	489,900	
38	255,500	312,400	363,600	409,000	491,900	
39	256,900	314,100	365,700	410,600	493,800	
40	258,400	315,600	367,700	412,100	495,700	
41	260,400	317,300	369,600	413,000	497,700	
42	262,000	317,800	371,500	414,600	499,600	
43	263,400	318,300	373,300	416,100	501,400	
44	264,900	318,800	375,100	417,700	503,300	
45	266,100	319,600	376,900	419,000	505,200	
46	267,600	320,600	378,800	420,600	507,000	
47	269,200	321,400	380,300	422,100	508,800	
48	270,600	322,400	382,100	423,700	510,700	
49	272,000	323,200	383,600	425,100	512,500	
50	272,500	324,200	385,200	426,400	514,200	
51	273,000	325,000	386,800	427,700	516,000	
52	273,700	325,800	388,600	429,000	517,900	

53	274,200	326,900	389,700	429,700	519,500
54	274,700	327,700	391,200	430,700	521,100
55	275,200	328,400	392,600	431,600	522,900
56	275,700	329,200	394,200	432,600	524,500
57	276,200	329,700	395,500	433,500	526,100
58	277,300	330,400	396,900	434,400	527,400
59	278,200	331,300	398,200	435,300	528,700
60	279,300	332,100	399,800	436,200	529,900
61	280,200	333,200	401,100	437,100	531,100
62	281,200	334,200	402,500	438,000	532,100
63	282,100	335,300	404,000	439,000	533,100
64	283,000	336,400	405,500	440,100	534,200
65	283,800	337,100	406,500	441,000	534,800
66	284,500	338,200	407,600	442,000	535,700
67	285,500	338,900	408,600	443,000	536,600
68	286,400	340,000	409,700	444,000	537,500
69	286,900	340,600	410,800	445,000	538,400
70	287,800	341,700	411,700	446,000	539,200
71	288,600	342,600	412,500	446,900	539,900
72	289,500	343,800	413,300	447,900	540,400
73	290,300	344,100	414,100	448,900	541,100
74	291,400	345,100	415,000	449,800	541,600
75	292,500	346,100	415,800	450,700	542,400
76	293,500	347,100	416,600	451,700	543,000
77	294,000	348,100	417,300	452,500	543,500
78	295,000	349,100	417,800	453,000	544,100
79	295,900	350,000	418,200	453,700	544,800
80	296,800	350,900	418,600	454,300	545,400
81	297,700	351,900	418,900	455,200	546,000
82	298,700	352,900	419,300	455,900	
83	299,600	354,000	419,600	456,200	
84	300,500	355,000	420,000	456,800	
85	301,000	355,600	420,300	457,200	
86	301,800	356,200	420,700	457,600	
87	302,600	356,800	421,100	458,000	
88	303,500	357,400	421,600	458,300	
89	304,100	358,000	421,900	458,600	
90	304,700	358,400	422,300	459,000	
91	305,400	358,800	422,700	459,400	
92	306,000	359,300	423,000	459,700	
93	306,700	359,800	423,300	460,000	
94	307,300	360,200	423,700	460,400	
95	307,900	360,700	424,000	460,700	
96	308,500	361,200	424,300	461,000	
97	309,300	361,800	424,600	461,300	
98	309,900	362,300	425,000	461,700	
99	310,500	362,700	425,300	462,000	
100	311,100	363,200	425,600	462,300	
101	311,500	363,600	425,900	462,600	
102	311,800	364,100	426,300		
103	312,100	364,400	426,600		
104	312,500	364,900	426,900		
105	312,800	365,500	427,200		
106	313,200	365,900	427,600		
107	313,500	366,400	427,900		
108	313,800	366,900	428,200		

109	314,200	367,300	428,500			
110	314,500	367,800	428,800			
111	314,900	368,300	429,100			
112	315,300	368,700	429,400			
113	315,600	369,100	429,700			
114	316,000	369,500	430,000			
115	316,300	370,000	430,300			
116	316,600	370,400	430,600			
117	316,800	370,800	430,800			
118	317,100	371,200				
119	317,500	371,700				
120	317,900	372,100				
121	318,100	372,400				
122	318,400	372,800				
123	318,800	373,300				
124	319,200	373,600				
125	319,400	374,000				
126	319,600	374,500				
127	319,900	375,000				
128	320,400	375,400				
129	320,600	375,800				
130	320,900	376,300				
131	321,300	376,900				
132	321,500	377,400				
133	321,700	377,900				
134	322,000	378,400				
135	322,400	378,900				
136	322,600	379,400				
137	322,800	379,900				
138	323,000	380,400				
139	323,200	380,900				
140	323,500	381,400				
141	323,900	381,900				
142	324,200					
143	324,500					
144	324,800					
145	325,200					
146	325,500					
147	325,700					
148	326,000					
149	326,400					
150	326,700					
151	327,000					
152	327,200					
153	327,500					
154	327,800					
155	328,100					
156	328,400					
157	328,600					

備考 この表は、教授、准教授、講師、助手及びその他の職員で理事長が定めるものに適用する。

別表第3 医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	171,300	198,700	245,700	268,000	290,900	333,100
	2	172,700	200,600	247,500	268,900	292,600	335,200
	3	174,300	202,600	249,300	269,800	294,200	337,200
	4	175,700	204,500	251,200	270,700	296,000	339,400
	5	177,100	206,600	252,600	271,300	297,600	341,400
	6	178,600	208,700	253,900	272,300	299,400	343,600
	7	180,100	210,900	255,000	273,000	301,100	345,700
	8	181,600	213,000	256,300	273,900	302,900	347,800
	9	182,800	215,000	257,100	275,000	304,600	349,300
	10	184,500	216,400	258,000	275,600	306,200	351,300
	11	186,200	217,900	258,900	276,600	307,500	353,200
	12	187,700	219,100	259,700	277,600	308,800	355,300
	13	189,100	220,500	260,900	278,600	310,300	357,200
	14	191,100	221,900	261,900	279,600	312,000	359,300
	15	193,100	223,400	262,700	280,700	313,800	361,400
	16	195,100	224,600	263,600	281,800	315,600	363,400
	17	197,200	226,000	264,100	283,100	317,300	365,400
	18	199,200	227,500	265,000	284,300	318,900	367,500
	19	201,200	229,100	265,800	285,300	320,600	369,600
	20	203,200	230,600	266,600	286,500	322,400	371,700
	21	205,200	231,700	267,500	288,000	323,800	373,400
	22	207,200	233,400	268,200	289,600	325,300	375,500
	23	209,300	235,100	269,100	291,000	326,800	377,700
	24	211,400	236,700	269,900	292,300	328,300	379,700
	25	213,000	238,000	271,000	293,400	329,700	381,700
	26	214,300	239,800	271,800	295,000	331,100	383,300
	27	215,500	241,500	272,700	296,700	332,700	385,200
	28	216,800	243,200	273,700	298,200	334,300	387,100
	29	218,100	244,800	274,900	299,200	335,400	389,000
	30	219,200	246,200	276,100	300,700	336,900	390,700
	31	220,500	247,500	277,600	302,100	338,300	392,600
	32	221,600	248,600	278,900	303,600	339,800	394,400
	33	222,900	249,700	280,500	305,000	341,400	396,100
	34	224,200	250,800	281,900	306,500	342,900	397,800
	35	225,500	251,700	283,100	308,100	344,600	399,700
	36	226,800	252,700	284,300	309,700	346,100	401,400
	37	228,000	253,400	285,800	311,100	347,800	403,000
	38	229,400	254,400	287,000	312,500	349,400	404,700
	39	230,700	255,300	288,400	313,900	350,900	406,500
	40	232,100	256,300	289,700	315,500	352,500	408,300
	41	233,000	256,700	290,700	317,000	353,700	409,800
	42	234,400	257,600	292,000	318,400	355,300	411,400
	43	235,700	258,400	293,300	319,800	356,800	412,900
	44	237,100	259,100	294,700	321,400	358,200	414,200
	45	238,300	260,000	296,000	322,200	359,800	415,300
	46	239,800	260,700	297,400	323,600	360,800	416,400
	47	241,100	261,600	298,900	325,000	362,300	417,500
	48	242,400	262,400	300,500	326,500	363,600	418,700

49	243,300	263,200	301,600	327,600	365,000	420,000
50	244,400	264,100	302,900	329,000	366,500	421,100
51	245,400	265,000	304,100	330,300	367,800	422,400
52	246,400	266,000	305,500	331,600	369,200	423,500
53	247,100	267,100	306,900	333,100	370,700	424,700
54	248,100	268,400	308,200	334,500	371,900	425,700
55	249,100	269,700	309,600	335,900	373,000	426,800
56	250,000	271,000	311,100	337,200	374,200	427,900
57	250,700	272,400	311,900	338,100	375,300	429,000
58	251,700	273,900	313,100	339,400	376,200	429,500
59	252,300	275,300	314,300	340,600	377,300	430,100
60	253,100	276,700	315,700	341,900	378,300	430,500
61	253,900	278,000	316,800	343,000	378,900	431,100
62	254,700	279,400	318,100	344,000	379,700	431,600
63	255,500	280,800	319,400	345,200	380,500	432,000
64	256,300	281,900	320,600	346,500	381,300	432,500
65	257,000	283,000	322,000	347,600	382,000	433,200
66	257,700	284,300	323,300	348,800	382,700	433,600
67	258,600	285,600	324,600	350,000	383,500	433,900
68	259,300	286,900	325,900	351,100	384,200	434,200
69	260,100	288,100	326,600	352,100	384,800	434,600
70	260,900	289,600	327,700	353,100	385,400	
71	261,800	291,100	328,800	354,200	386,100	
72	262,800	292,500	329,700	355,400	386,700	
73	264,100	293,500	331,000	356,200	387,400	
74	265,400	294,900	331,700	357,300	387,900	
75	266,500	296,100	332,900	358,400	388,600	
76	267,700	297,400	334,100	359,500	389,100	
77	268,600	298,900	335,200	360,200	389,500	
78	269,600	300,200	336,400	361,000	390,100	
79	270,800	301,400	337,500	361,800	390,600	
80	271,800	302,700	338,700	362,500	390,900	
81	272,700	303,200	339,800	363,100	391,200	
82	273,600	304,400	340,900	363,600	391,700	
83	274,600	305,500	341,900	364,200	392,100	
84	275,500	306,700	343,000	364,700	392,400	
85	276,300	307,800	344,000	365,300	392,700	
86	277,200	309,000	345,000	365,900	393,200	
87	278,100	310,300	345,900	366,500	393,700	
88	279,000	311,400	346,900	367,000	394,100	
89	279,800	312,700	347,900	367,400	394,400	
90	280,700	313,900	348,700	367,800	394,800	
91	281,500	315,100	349,500	368,400	395,300	
92	282,500	316,300	350,300	368,900	395,700	
93	283,400	317,100	350,900	369,200	396,100	
94	284,400	317,800	351,500	369,700	396,500	
95	285,300	318,500	352,200	370,100	397,000	
96	286,300	319,100	352,800	370,400	397,400	
97	286,900	319,800	353,200	371,000	397,800	
98	287,800	320,100	353,600	371,500	398,200	
99	288,400	320,800	354,100	372,000	398,700	
100	289,300	321,500	354,600	372,500	399,100	

101	290,100	321,900	355,100	373,100	399,600
102	290,900	322,500	355,500	373,600	400,000
103	291,700	323,100	356,000	374,100	400,500
104	292,500	323,700	356,400	374,500	400,900
105	293,200	324,100	356,700	375,100	401,300
106	293,700	324,600	357,200	375,600	
107	294,200	325,100	357,600	376,100	
108	294,700	325,600	357,900	376,600	
109	294,900	326,000	358,400	377,300	
110	295,200	326,400	358,900	377,700	
111	295,400	326,700	359,400	378,200	
112	295,800	327,000	359,900	378,700	
113	296,100	327,400	360,400	379,300	
114	296,300	327,800	360,900		
115	296,700	328,200	361,400		
116	297,000	328,500	361,800		
117	297,300	328,700	362,200		
118	297,600	329,000	362,600		
119	297,900	329,400	363,100		
120	298,400	329,600	363,600		
121	298,700	329,800	364,000		
122	299,100	330,100	364,500		
123	299,400	330,400	365,000		
124	299,800	330,700	365,500		
125	300,000	330,900	365,900		
126	300,200	331,200			
127	300,500	331,600			
128	300,900	331,800			
129	301,100	332,100			
130	301,400	332,300			
131	301,800	332,700			
132	302,200	332,900			
133	302,400	333,200			
134	302,700	333,600			
135	303,100	334,000			
136	303,400	334,400			
137	303,600	334,700			
138	303,900	335,100			
139	304,300	335,500			
140	304,600	335,900			
141	304,800	336,200			
142	305,200	336,600			
143	305,600	336,900			
144	305,900	337,300			
145	306,100	337,600			
146	306,300	338,000			
147	306,600	338,400			
148	307,000	338,800			
149	307,200	339,100			
150	307,400	339,500			
151	307,700	339,900			
152	308,000	340,300			

	153	308,400	340,600				
	154	308,600					
	155	308,800					
	156	309,100					
	157	309,400					
	158	309,800					
	159	310,100					
	160	310,400					
	161	310,800					
	162	311,100					
	163	311,400					
	164	311,700					
	165	312,100					
	166	312,400					
	167	312,700					
	168	313,000					
	169	313,400					
再任用職員		237,200	257,700	265,000	275,200	291,700	329,100

備考 この表は、保健師及び看護師に適用する。

別表第4 技能職等給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	137,300	189,000	210,300	256,300	283,500
	2	138,200	190,300	211,500	257,500	285,400
	3	139,300	191,700	212,900	258,500	287,000
	4	140,200	192,900	214,100	259,700	288,700
	5	141,200	194,000	215,400	260,600	290,500
	6	142,200	195,500	216,900	261,600	292,000
	7	143,200	196,900	218,300	262,700	293,200
	8	144,200	198,200	219,700	263,600	294,400
	9	145,000	199,600	221,000	264,500	295,900
	10	146,000	200,600	222,600	265,200	297,700
	11	147,000	201,900	224,200	266,100	299,500
	12	148,100	202,900	225,600	267,000	301,300
	13	148,900	204,100	226,800	268,000	302,700
	14	150,000	205,300	228,400	269,100	304,400
	15	151,100	206,400	229,900	270,000	306,000
	16	152,100	207,500	231,200	270,900	307,500
	17	153,200	208,400	232,000	271,800	309,000
	18	154,600	209,500	232,700	272,900	310,700
	19	155,800	210,500	233,600	273,900	312,300
	20	157,000	211,500	234,600	274,700	314,000
	21	158,100	212,400	235,200	275,600	315,000
	22	159,300	213,500	236,700	276,500	316,400
	23	160,500	214,600	238,100	277,500	317,800
	24	161,800	215,600	239,100	278,400	319,300
	25	162,900	216,500	240,400	279,000	320,400
	26	164,400	217,400	241,600	279,800	322,000
	27	165,900	218,100	242,900	280,700	323,400
	28	167,400	219,000	244,100	281,600	324,800
	29	168,800	219,800	244,900	282,500	326,400
	30	170,200	221,000	246,100	283,600	327,600
	31	171,700	222,000	247,300	284,600	328,900
	32	173,300	222,800	248,500	285,600	330,100
	33	174,600	223,400	249,600	286,300	331,200
	34	176,300	224,400	250,600	287,200	332,200
	35	178,000	225,500	251,700	288,200	333,300
	36	179,700	226,700	252,700	289,300	334,400
	37	181,400	227,200	253,800	289,900	335,500
	38	182,900	228,300	254,700	290,800	336,600
	39	184,600	229,400	255,700	291,700	337,600
	40	186,100	230,400	256,700	292,600	338,600
	41	187,400	231,200	257,800	293,200	339,600
	42	188,800	232,200	259,000	294,200	340,600
	43	190,100	233,200	259,900	295,200	341,600
	44	191,500	234,100	261,200	296,100	342,600
	45	193,000	235,000	261,900	296,800	343,600
	46	194,400	236,000	262,900	297,700	344,600
	47	195,800	236,800	264,000	298,700	345,600
	48	197,200	237,500	264,900	299,600	346,600
	49	198,500	238,400	266,000	300,300	347,500
	50	199,600	239,400	267,000	300,900	348,400
	51	200,700	240,400	268,200	301,600	349,300
	52	201,900	241,400	268,900	302,400	350,100

53	203,000	242,400	269,600	303,000	350,900
54	204,100	243,400	270,400	303,800	351,700
55	205,100	244,100	271,400	304,500	352,500
56	206,200	244,900	272,400	305,200	353,200
57	207,300	245,700	273,200	305,900	353,900
58	208,200	246,600	274,200	306,600	354,800
59	209,200	247,500	275,300	307,400	355,600
60	210,200	248,200	276,300	308,100	356,300
61	211,300	249,000	277,400	308,700	357,000
62	212,200	249,800	278,500	309,400	357,700
63	213,100	250,700	279,300	310,200	358,400
64	214,000	251,400	280,400	310,900	359,100
65	214,600	252,200	281,200	311,400	359,700
66	215,500	252,800	282,000	311,900	360,200
67	216,200	253,500	282,800	312,500	360,700
68	216,900	254,000	283,600	313,100	361,200
69	217,300	254,800	284,200	313,700	361,600
70	217,700	255,400	285,000	314,100	
71	218,000	255,800	285,800	314,600	
72	218,300	256,200	286,500	315,100	
73	218,500	256,400	287,400	315,400	
74	218,900	256,800	288,100	315,900	
75	219,300	257,300	288,900	316,400	
76	219,900	257,800	289,700	316,800	
77	220,100	258,100	290,300	317,000	
78	220,600	258,500	290,800	317,300	
79	221,000	259,000	291,300	317,600	
80	221,400	259,500	291,700	317,900	
81	221,900	259,800	292,100	318,200	
82	222,200	260,100	292,500	318,500	
83	222,500	260,400	293,000	318,800	
84	222,900	260,700	293,500	319,100	
85	223,500	260,900	293,900	319,300	
86	223,900	261,100	294,500	319,700	
87	224,300	261,400	295,100	320,000	
88	225,000	261,700	295,700	320,200	
89	225,400	261,900	296,000	320,400	
90	225,900	262,100	296,500	320,800	
91	226,400	262,500	297,000	321,100	
92	226,800	262,700	297,400	321,400	
93	227,100	263,000	297,800	321,600	
94	227,500	263,400	298,400	321,900	
95	227,900	263,700	298,900	322,200	
96	228,200	264,000	299,400	322,400	
97	228,500	264,200	299,700	322,600	
98	228,900	264,500	300,100	322,900	
99	229,300	264,800	300,600	323,200	
100	229,700	265,100	301,100	323,400	
101	230,100	265,400	301,500	323,600	
102	230,500	265,600	301,900		
103	230,900	265,900	302,200		
104	231,300	266,200	302,500		
105	231,800	266,400	302,800		
106	232,300	266,600	303,200		
107	232,600	266,900	303,600		
108	233,000	267,100	304,000		

	109	233,200	267,400	304,300		
	110	233,600	267,700	304,700		
	111	234,100	268,000	305,100		
	112	234,500	268,200	305,400		
	113	234,700	268,400	305,600		
	114	235,200	268,700	305,900		
	115	235,700	268,900	306,200		
	116	236,200	269,100	306,400		
	117	236,500	269,400	306,600		
	118	236,900	269,700	306,900		
	119	237,300	270,000	307,200		
	120	237,700	270,300	307,400		
	121	238,100	270,500	307,600		
	122		270,700	307,900		
	123		271,000	308,200		
	124		271,300	308,400		
	125		271,500	308,600		
	126		271,700	308,900		
	127		272,000	309,200		
	128		272,300	309,400		
	129		272,500	309,700		
	130		272,700	310,000		
	131		273,000	310,300		
	132		273,300	310,500		
	133		273,500	310,700		
	134		273,700			
	135		274,000			
	136		274,300			
	137		274,500			
再任用職員		195,300	206,500	225,200	246,200	277,200

備考 この表は、運転技士、ボイラー技士及び用務員に適用する。

別表第 5 指定職給料表

職	給料月額
学長	974,000

別表第6 寒冷地手当の支給地域及びその区分（第33条関係）

支給地域	区分
盛岡市 宮古市(平成17年6月5日における下閉伊郡田老町、新里村及び川井村の区域に限る。) 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡 下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村及び普代村 九戸郡 二戸郡	4 級地
寒冷及び積雪の度を考慮して理事長が定める地域	理事長が定める級地

備考 この表に掲げる名称は、平成26年4月1日における名称とし、同表に掲げる地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

別表第7 寒冷地手当の世帯等の区分及び支給額（第33条関係）

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
4級地	17,800円	10,200円	7,360円
理事長が定める級地	理事長が定める額		

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて支給地域に居住する扶養親族のないものを含まないものとする。